

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成16年3月1日	不動産番号	0901000629939
地図番号	J15-1	筆界特定	余白		
所 在	西八代郡三珠町大塚字西村		余白		
	西八代郡市川三郷町大塚字西村		平成17年10月1日変更 平成17年12月2日登記		
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
4422番	宅地	409:91		余白	
余白	余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年3月1日	
4422番1	余白	1220:29		③4420番、4421番を合筆 年月日不詳一部地目変更 ①③4422番1、4422番2に分筆 国土調査による成果 〔平成24年12月14日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 する 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成6年3月30日 第3356号	原因 昭和23年5月4日相続 所有者 西八代郡三珠町大塚4422番地 石川章男 順位4番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年3月1日
2	合併による所有権登記	余白	所有者 西八代郡市川三郷町大塚4422番地 石川章男 平成24年12月14日登記
3	所有権移転	平成28年3月28日 第2833号	原因 平成26年5月23日相続 所有者 山梨県西八代郡市川三郷町大塚4422番地 石川歩

権 利 部 (乙 区) (所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 する 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	根抵当権設定	平成11年3月4日 第1909号	原因 平成11年2月19日設定 極度額 金9,000万円 債権の範囲 消費貸借取引 売買取引 当座貸 越取引 手形貸付取引 手形割引取引 保証 委託取引 保証取引 手形債権 小切手債権 債務者 西八代郡三珠町大塚4422番地 石川歩 西八代郡三珠町大塚4422番地 石川章男 根抵当権者 西八代郡市川大門町1801番地 西八代郡農業協同組合 共同担保 目録(※)第496号 順位3番の登記を移記
付記1号	1番根抵当権変更	平成15年12月22日 第12507号	原因 平成15年12月15日変更 極度額 金2億3,000万円 順位3番付記1号の登記を移記
付記2号	1番登記は合併後の土地の全部に関する	余白	平成24年12月14日付記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年3月1日

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部	(主である建物の表示)	調製	平成16年3月1日	不動産番号	0901000632148
所在図番号	[余白]				
所在	西八代郡三珠町大塚字西村 4422番地			[余白]	
	西八代郡市川三郷町大塚字西村 4422番地			平成17年10月1日変更 平成17年12月5日登記	
家屋番号	4422番			[余白]	
①種類	②構造	③床面積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造セメント瓦葺2階建	1階 2階	123:38 86:95	平成7年4月14日新築	
[余白]	[余白]	[余白]	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年3月1日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成7年4月25日 第3916号	共有者 西八代郡三珠町大塚4422番地 持分3分の2 石川歩 西八代郡三珠町大塚4422番地 3分の1 石川章男 順位1番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年3月1日
2	石川章男持分全部移転	平成28年3月28日 第2834号	原因 平成26年5月23日相続 所有者 山梨県西八代郡市川三郷町大塚4422番地 持分3分の1 石川歩

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	平成11年3月4日 第1909号	原因 平成11年2月19日設定 極度額 金9,000万円 債権の範囲 消費貸借取引 売買取引 当座貸越取引 手形貸付取引 手形割引取引 保証委託取引 保証取引 手形債権 小切手債権 債務者 西八代郡三珠町大塚4422番地 石川歩 西八代郡三珠町大塚4422番地 石川章男 根抵当権者 西八代郡市川大門町1801番地 西八代郡農業協同組合 共同担保 目録(※)第496号 順位3番の登記を移記
付記1号	1番根抵当権変更	平成15年12月22日 第12507号	原因 平成15年12月15日変更 極度額 金2億3,000万円 順位3番付記1号の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年3月1日

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。